

### 自宅等から印鑑不要で手続きできます 住民税のWeb口座振替受付サービス

住民税の口座振替は、パソコンやスマートフォンからオンライン申請できます。6月10日までに手続きすると、令和8年度第1期分(6月30日納期限)から口座振替になります。対象の金融機関や科目等の詳細は区HPをご覧ください。



【問合せ】税務課税務係 ☎5608-6133

### 休業・失業等で家賃・転居費用にお困りの方へ 住居確保給付金

離職等で収入が減り住居を失った・失いかねない方へ、家賃や転居費用の相当額を支給します(要件・上限あり)。相談・申請は原則予約制です。事前にお問い合わせください。詳細は区HPをご覧ください。



【家賃補助(原則3か月支給)の対象】▶申請日時点で離職・廃業から2年以内の方 ▶個人の責任・都合によらない勤務時間や就労機会の減少等により、収入が減った方 \*ほかにも要件あり【転居費用補助の対象】▶同一世帯員の死亡・離職等により収入が減った方 ▶区の相談員による家計改善支援を受け、転居が必要と認められた方 \*ほかにも要件あり【問合せ】くらし・しごと相談室すみだ ☎5608-6289【担当課】地域福祉課

### お気軽にご相談ください すみだ共生社会推進センター相談室

すみだ共生社会推進センターでは、様々な悩みの相談を受け付けています。いずれも祝休日、年末年始を除き、各相談日時に無料で実施しています。秘密は厳守しますので、お気軽にご相談ください。詳細は区HPをご覧ください。



#### ■女性のためのカウンセリング&DV相談

【相談日時】▶月・火・水・金曜日、第2・4土曜日=午前10時~午後4時 ▶第1・3木曜日=午後3時~8時【相談方法】対面(45分)か電話(30分)【対象】区内在住在勤在学の女性【申込み】事前に電話で、問合せ先へ

#### ■すみだにじいろ相談☎5637-8680

【相談内容】自分の性や性的指向、多様な性に関する相談【相談日時】第4木曜日午後3時~7時 \*時間は30分【対象】区内在住在勤在学の方

#### ■すみだ男性悩み相談☎5637-7161

【相談日時】▶第2木曜日=午後3時~8時 ▶第4金曜日=午後5時~8時 \*時間は30分【対象】区内在住在勤在学の男性

【問合せ】すみだ共生社会推進センター(押上2-12-7-111) ☎5608-1771 \*受け付けは▶月曜日~金曜日=午前8時半~午後9時 ▶土・日曜日、祝休日=午前9時~午後5時 \*いずれも年末年始を除く

誰もがお互いを尊重し支え合うまちへ  
心のバリアフリー動画 YouTubeで公開中!

心の中にある見えない壁(バリア)をなくし、お互いを思いやる「心のバリアフリー」が大切だね!

【問合せ】障害者福祉課庶務係 ☎5608-6466・FAX5608-6423

すみだグック

### 6月1日が納期限です 軽自動車税

軽自動車税は、4月1日時点で軽自動車や原動機付自転車等を所有している方に課税されます。対象者には納税通知書を送付しましたので、6月1日までに納付をお願いします。支払いは、問合せ先、各出張所・金融機関・コンビニエンスストアのほか、「地方税お支払サイト」やeL-QRコードに対応したスマートフォン決済アプリによるキャッシュレス納付でもできます。詳細は区HPをご覧ください。



【問合せ】税務課税務係(区役所2階) ☎5608-6134

### 管理組合へ配付します マンション適正管理ガイド

区のマンション管理施策が分かる「マンション適正管理ガイド」を作成しました。区内の分譲マンションの管理組合に、5月18日から順次配付しますので、マンションの適正な維持管理にご活用ください。

【配付方法】管理組合宛てに3部をポストへ投函 \*追加配付を希望する場合は電話で問合せ先へ【問合せ】住宅課計画担当 ☎5608-6215



### 年に1度は健康状態をチェックしましょう 区の健康診査(40歳以上の方)

下表のとおり、健康診査を実施します。対象者には、各実施期間の前に受診票を送付します。  
【健診項目】血圧測定、胸部エックス線・尿・血液検査等 \*大腸がん検診や肺がん検診の同時受診を希望する方は、各がん検診の実施医療機関へ直接申し出【費用】無料 \*大腸がん検診は400円【問合せ】すみだけんしんダイヤル ☎5608-1599 \*受け付けは月曜日~金曜日の午前9時~午後6時(祝休日、年末年始を除く)【担当課】健康推進課

種別	対象(年齢は9年3月31日現在)	実施期間/受診票の送付時期
特定健康診査	墨田区国民健康保険に加入している40歳~74歳の方	5月11日(月)~10月31日(土)/5月上旬に送付済み
75歳以上の健康診査	区内在住で後期高齢者医療制度に加入している75歳以上の方(一定の障害があると認定された場合は65歳以上)	7月1日(水)~11月30日(月)/6月末に送付
生活習慣病予防健康診査	区内在住の40歳以上で、制度上ほかの健康診査を受ける機会がない方(生活保護受給者等)	▶40歳~74歳の方=5月11日(月)~10月31日(土)/5月上旬に送付済み ▶75歳以上の方=7月1日(水)~11月30日(月)/6月末に送付

- ①実施期間終了間際になると大変混み合いますので、早めの受診をお願いします。
- ②特定健康診査は、各医療保険者(保険証の発行機関)が実施します。墨田区国民健康保険以外の医療保険(健康保険組合、国民健康保険組合等)に加入している40歳~74歳の方(扶養されている家族を含む)は、各医療保険者や勤務先が実施する健康診査を受診してください。
- ③区が実施する「特定健康診査」の結果により、生活習慣の改善が必要と判断された方には、区が委託した事業者の専門職(保健師、管理栄養士等)との面談等による保健指導(個別指導)を別途実施します。

### 環境にやさしい生活のために、ぜひご利用を みどりの補助金制度

まちに潤いと安らぎをもたらす緑を増やすため、屋上・壁面等の緑化や「緑のへい(生け垣、植樹帯)」の設置をする方へ、工事費等の一部を助成しています。また、区内に残された自然度が高い貴重な樹木(特別保全樹木)を保全するため、せん定費用や樹木診断費用の一部を助成しています。なお、着工前に申請が必要です。詳細は区HPをご覧ください。



【助成内容】下表のとおり【問合せ】環境保全課緑化推進担当 ☎5608-6208

種別	助成対象・条件	助成金額
屋上等緑化	建築物の屋上(最上部の平たんな屋根部分等)や屋根のないルーフバルコニー等に設置する1m <sup>2</sup> 以上の緑地 *築1年以上の建築物は事前に安全点検が必要(費用は区が負担)	1m <sup>2</sup> につき1万円で算出した額と、工事費(税抜き)の半額のうち、少ない方の額 *いずれも上限40万円 *1m <sup>2</sup> 未満は切捨て
壁面緑化	道路に面した建築物の壁面に1m <sup>2</sup> 以上の補助器具を設置し、つる性植物等で覆ったもの	
緑のへい(生け垣)	道路に面した沿道部分に、塀の形成を目的として高さ1m以上の樹木を枝葉同士が触れ合う間隔で列植したものの	植込み地の長さ1mにつき2万円で算出した額と、工事費(税抜き)のうち、少ない方の額 *上限40万円 *10cm未満は切捨て
緑のへい(植樹帯)	道路に面した沿道部分の植栽ます(幅50cm以上)に、樹木を枝葉同士が触れ合う間隔で列植したもの *草花は対象外	植込み地の面積(植栽ますの縁石を除く)1m <sup>2</sup> につき2万4000円で算出した額と、工事費(税抜き)のうち、少ない方の額 *上限40万円 *10cm <sup>2</sup> 未満は切捨て
特別保全樹木(樹木)	生育状態が健全で、地上1.5mの高さにおいて、幹の周囲が1.2m以上の樹木	▶せん定費用=1本につき2万円で算出した額と、せん定費用(税抜き)の半額のうち、少ない方の額 *上限10万円 ▶樹木診断費用=診断費用(税抜き)の半額 *上限2万円
特別保全樹木(生け垣)	生育状態が健全で、道路に面した高さ1m以上・総延長30m以上の植栽	▶せん定費用=1mにつき500円で算出した額 ▶樹木診断費用=診断費用(税抜き)の半額 *いずれも上限2万円

- ①緑のへいの工事に当たり、ブロック塀を取り壊した場合には、ブロック塀の長さ1mにつき1万円を助成金額に加算します。
- ②建築基準法などの法令に適合しない建築物に設置する場合および条例・要綱に基づき設置する場合があります。
- ③設置する場所により、助成対象とならない場合があります。
- ④特別保全樹木は事前に指定を受ける必要があります。